

第175回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金に係るシステム構築及び運用について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(2) 栄区中高年者の健康状態実態調査実施業務委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(3) 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の把握調査の実施について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(4) 国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託について</p> <p>(5) 自殺対策におけるインターネットを活用した相談支援等業務委託について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)</p> <p>(6) 横浜市在宅医療連携拠点相談支援システムの改修について</p> <p>(7) 粗大ごみ受付システムの利用及び受付・問合せ方法の拡大について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)</p> <p>(8) ハマ弁による昼食支援に係る注文システムへの利用者情報の登録等について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(9) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 28 条第 1 項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【国民年金に関する事務 全項目評価書(再評価)】</p> <p>(10) 個人情報漏えい事故の公表範囲について</p> <p>(11) 個人情報漏えい事故の公表範囲について</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告</p> <p>ア 泉区区民意識調査に係る封入封緘・宛名ラベル貼付業務委託</p> <p>イ 災害時要援護者支援事業に係るダイレクトメール等の封入封かん及び宛名ラベル貼付作業委託</p> <p>(2) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託についての報告</p> <p>横浜市立子安小学校プールの市民利用に係る利用受付業務委託</p> <p>(3) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (2 件)</p> <p>4 その他</p>
-----	---

	<p>(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和元年6月22日～令和元年7月26日）</p> <p>(2) いじめ重大事態に関する調査結果の市ホームページ等における公表について（報告）</p> <p>(3) その他</p>
日 時	令和元年7月31日（水）午後2時00分～午後5時20分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	花村会長、大谷委員、加島委員、小嶋委員、鈴木委員、中村委員、新田委員、吉田委員
欠席者	土井委員
開催形態	一部非公開
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項(1)～(9)について承認する。 ・ 審議事項(10)及び(11)については、「本件の個人情報漏えい事故は、被害者等の具体的な事情を考慮すると「個人情報の漏えい事故等の公表の特例に関する要綱」第2条第1項第1号（人の生命、身体又は財産が侵害されるおそれ）及び第2号（特定の者の生活の平穏が著しく害されるおそれ）に該当する具体的なおそれがあると認められるため、本件の個人情報漏えい事故の事案の全部を非公表とすることは妥当である。」を審議会の意見とする。 ・ 報告事項、その他について了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから、第175回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。</p> <p>本日は、土井委員から御欠席の御連絡をいただいておりますが、ほか8名の委員の御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いいたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>（花村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。始めに、第174回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますか。</p> <p>（花村会長） 前回加島委員から御意見があったクラウドの扱いについては、現在事務局が関係部署と協議しているところで、次回までには対応するとのことですので。そのほかに御意見はございますか。</p> <p>（各委員） <異議なし></p> <p>（花村会長） それでは承認といたします。</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 【案件1】未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金に係</p>

るシステム構築及び運用について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) それでは審議事項の審議に入ります。

本日の審議は、所管課の説明を省略して行います。案件が多く、時間を短縮する目的です。本日も行って見て、説明の省略がそぐわないようでしたら、元に戻すことも検討したいと思います。

最初に、案件1「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金に係るシステム構築及び運用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(花村会長) 案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思ます。

(中村委員) 3ページの「2 事務全体の概要」の(1)支給対象者の要件③で、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者」とは、具体的にどういう人ですか。

(所管課) 同棲をしている人です。

(中村委員) そういう事実はどうやって把握しますか。

(所管課) この給付金の受給の前提となる児童扶養手当の受給に当たっては、実質的に生計を一にしている同棲相手がいる人はもらえない制度になっています。児童扶養手当の支給申請の際に書類を出したり、毎年出していただく現況届で同棲相手がいないことを届け出てもらっています。また、必要に応じて民生委員に確認してもらいます。あるいは、区職員が家を訪問する方法も考えています。

(中村委員) 8ページの「5 取り扱う情報」欄で、事実上一緒に暮らしているという情報はどれに当たりますか。それとも、この審議の対象となる個人情報には当たりませんか。

(所管課) 今回の考え方自体が児童扶養手当を受給している人という前提です。福祉保健システムのデータベースから児童扶養手当受給者の情報を抽出する時点で、既に同棲している人は除かれているという考え方です。

(花村会長) 同棲している人は除かれていて、支給は受けられないということですね。

(所管課) はい、そもそも受けていないはずです。

(花村会長) 未婚の一人親で子供が認知を受けている場合はどうですか。

(所管課) 認知の有無は特に問いません。

(鈴木委員) 9ページの「個人情報を取り扱う事務開始届」の「個人情報の記録項目」欄に関して気になったのですが、もともとの児童扶養手当の支給は、親に障害がある場合も対象になるのですか。

(所管課) 親の障害の有無はどちらでも問いません。親に障害がなければもらえないということではありません。

一般的に児童扶養手当受給者は一人親になりますが、例えば配偶者が政令で定める程度の障害がある場合でも、支給対象になるケースが

あり得ます。ただ、今回の給付金についてはあくまでも未婚者が対象です。児童扶養手当要件の一つとして、配偶者が障害のケースがありますが、今回の給付金の対象からは外れます。

(鈴木委員) 今回の支給には関係ないけれど、「児童扶養手当受給者」の中には、どの人が障害者かという情報は除かれています。配偶者が障害を持つ人も含まれて、受託者に取り扱う個人情報として渡るということですね。

(所管課) はい。

(鈴木委員) 「個人情報の記録項目」欄の「④心身の状況」には当たらないのかなと気になったのでお聞きしました。どの人が障害者かどうかは明らかではないので、ここには該当せず、「要配慮個人情報」は含まないということですね。

(所管課) はい。

(新田委員) シングルであることを知られたくない人もいます。周知方法や募集はきちんと対応していますか。

(所管課) 元々この制度は、児童扶養手当受給者の中で婚姻歴のない人が対象です。毎年8月に現況届を出していただきます。現在も一人親であるという現況を区役所に届けていただくものです。今回、その現況届の案内に、「未婚の一人親に給付金を支給しますので、該当する人は申請してください」というチラシを同封しています。手当をもらっていない人や案内の必要のない人には制度が周知されません。

(吉田委員) どうして未婚者に対象を絞るのですか。一人親であれば状況は同じかと思います。

(所管課) 資料3ページの「2 事務全体の概要」の冒頭に書きましたが、10月から消費税が上がる関係上、来年度の税制改正で、未婚の一人親に対して寡婦控除を適用すべきだという議論がありました。結局、来年度は未婚の一人親への寡婦控除適用はありませんでしたが、消費増税に関して配慮が必要だということで、今回、未婚の一人親に限ってこの制度が出てきました。

(吉田委員) そこを補填するという趣旨ですか。

(所管課) はい。

(花村会長) 委託先はまだ決まっていないのですか。

(所管課) はい、御審議いただいてから予算要求をする段階です。

(花村会長) 委託先は後日報告してください。それでは、案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(2) 【案件2】 栄区中高年者の健康状態実態調査実施業務委託について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件2「栄区中高年者の健康状態実態調査実施業務委託

について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(花村会長) 案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(新田委員) 別紙としてアンケートが添付されていますが、これだけ長いアンケートを全員に配るわけですね。

(所管課) はい。

(新田委員) アンケートに回答するのは大変だと思います。何か特典を考えていますか。また、回収率はどのくらいを考えていますか。

(所管課) 特典までは考えていません。ただ、この健康長寿の取組は2年前から進めています。ちょうどこの調査を実施するタイミングで大規模な講演会をします。今、その参加を呼び掛けています。この調査をする趣旨はかなり地域に伝わると考えています。アンケート回答への協力は確かに大変だとは思いますが、趣旨を理解してもらいたと思います。回収率は50パーセントぐらいにはなるかと思えます。

(花村会長) 私はこのアンケートを試しに回答してみました。結構大変ですね。次回ぐらいから特典を考えてください。今回は入れなくていいです。

(中村委員) アンケートには年齢を聞いている質問があります。25ページの個人情報を取り扱う事務開始届」の個人情報の記録項目「①基本的事項」欄の、「年齢」にはチェックを入れなくていいのですか。

(花村会長) 25ページの「個人情報を取り扱う事務開始届」の「基本的事項」で、性別・生年月日は入っていますが、年齢にはチェックの印が付いていません。生年月日にチェックが付くのが正しいのでしょうか。

(所管課) アンケートの問52で「あなたは何年何月生まれで何歳か」と聞いています。また、25ページの「個人情報を取り扱う事務開始届」の「対象者の範囲」で、年齢ごとに3区分設けています。それらの区切りを満年齢の月で切るのか、年度で切るのかということで、我々は作業的に考えて、年度で切ったほうが分かりやすいのではないかとということで、そこをきちんと見るためにアンケートの中で「何月」というところまで聞いています。

(花村会長) なるほど。年齢の方のチェックはいりませんか。

(所管課) 「満何歳」ということで、年齢にチェックしたほうが良いのであれば対応します。

(事務局) チェックを入れることとします。

(中村委員) アンケートでは趣味も聞いているように思いましたが、個人情報の記録項目の「⑤社会生活」欄の「趣味・し好」に当たりませんか。

(新田委員) 「酒を飲むか」「たばこを吸うか」といったものがありました。

(所管課) はい。

(花村会長) これも入れておいたほうがよいのではないのでしょうか。

(事務局) はい。こちらもチェックを入れることとします。

(花村会長) では、入れてください。

(加島委員) 回収率の見込みは、督促した後の回答も含めて50パーセントで

すか。

(所管課) 最低50パーセントということです。

(加島委員) 23ページの「5 取り扱う個人情報」の対象者6・7について、調査票の返送があった対象者の想定件数が、最初にアンケートを送付する調査対象者数と同じになっています。対象者7の「調査対象者(アンケート回答用紙情報のみ)」が12,600件とあります。回収率の見込みが50パーセントなら、50パーセントの数字にしたほうが良いのではないのでしょうか。

(所管課) 回収する見込みの数字を記載した方がよいということですね。

(花村会長) アンケートは12,600通送付するのでしょうか。想定件数を12,600件としておけば、それを超えることはないでしょう。それを目標にしたいわけですよね。

(加島委員) もう一つ、回答の中では氏名などは入らないわけですよね。マッチングはできるのですか。どうやって回答者とその回答結果を紐付けしますか。

(大谷委員) 調査票番号ですね。別紙3「各段階で取り扱う個人情報の項目」の44ページに「対象者1：調査対象者データ」の表があり、対象者個人に研究所が調査票番号を振り、その後栄区と研究所が取り扱い、保管すると書かれています。46ページの「対象者6：調査回答データ(集計・分析用)」の表では、調査票番号、回収状況、回答内容があり、これも栄区と研究所が取り扱い、保管すると書かれています。これにより、対象者1と対象者6は、途中経過で再委託中は切り離された状態ですが、研究所に戻ってくる段階では、調査票番号で個別の個人情報と紐付けられる状態になるのですよね。

(所管課) はい。

(花村会長) アンケートの協力依頼文の中に、「本調査の目的以外に使用することはありません」と書いてあります。集まった情報が1万件くらいあって、その個人が認識できた場合、将来、個人の国民健康保険の医療情報と結び付けて利用する考えはありますか。

(所管課) ありません。

(花村会長) 今の段階ではそこまで考えていませんか。

(所管課) はい。考えておりません。

(加島委員) 前にそういうケースがありましたから、使うのなら今のうちに入れておいたほうがいいです。

(花村会長) これだけ時間と労力をかけた約1万件の情報があります。個人と紐付けられた情報です。それを将来、栄区の健康寿命促進のために何らかの形で使いたいと思ったとき、あまり利用目的を狭めてしまっていると使えなくなるのではないかと懸念しましたが、使わないならそれはそれで構いません。

(鈴木委員) アンケートの協力依頼文には、「調査結果を区民に周知する」とあります。そのレベル感がよく分かりません。調査票の結果を集計した結果、例えば狭い自治会くらいの範囲だと、介護認定を受けている人など、割と誰なのかが分かってしまうと思います。一方で、「個人情報

は絶対に外部には漏れない」と書いてあります。

(所管課) 外部に公表するときには報告書そのものではなく、そこから分析された結果で、例えば「運動している人は健康で長生きしている」「しっかり食べている人は長生きしている」というように、「取組してみよう」と思ってもらえる形に加工して区民に知らせることを考えています。調査票のデータそのものの集計結果を外部に流すことは考えていません。

(花村会長) なぜ栄区なのですか。ほかの区はやらないのですか。

(所管課) 栄区は横浜市の18区で高齢化率が一番高いです。今後、高齢化率の上昇が見込まれます。一方、介護認定率は18区で一番低いです。区としてはなるべくこの状態を保っていきたいということで取組を進めている中で、まず実態調査をし、区民と今の健康状態を共有しながら進めていきたいということでこういう調査を企画しました。ほかの区にも伝えていきたいと思います。

(加島委員) 28ページで「今回の回答者に5年以内に同様の調査を実施する可能性がある」とあります。同じ人を対象に、5年ごとにずっとやっていくのですよね。

(所管課) 5年ごとというより、5年以内にやる可能性があるということで、まだ確定はしていない状況です。

(加島委員) 5年間にどれくらい変わっているのかを調べたいのですか。

(所管課) はい。今回、回収率や結果を見ながら決めていきたいです。

(花村会長) せっかくなので、それは継続してやったほうがいいのかもかもしれませんね。それでは、案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(3) 【案件3】乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の把握調査の実施について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件3「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の把握調査の実施について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(花村会長) 案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(鈴木委員) 受託者は、横浜市内にある会社ですか。

(所管課) はい。

(鈴木委員) この会社情報によると、資本金1,000万、従業員数12人の小さな会社です。個人情報に関していろいろな規定を整備しているものの、実際、形だけでなく、きちんとした個人情報保護の体制にできるのか不安が残ります。また、耐震でも耐火でもない建物のようです。

66,000人もの子供のデータを預ける受託者の組織の状況はもう少し慎重に検討する必要があるかもしれません。十分に受託者の体制を確認して、決して個人情報が出ることがないようにしてください。

つい先日、地震で窓が落ちたことがありました。耐震の建物ではないそのようなところに個人情報を預ける状態になるので、十分に受託者を監督してください。

(花村会長) 確かに膨大な情報ですので、受託者に対する監督をしっかりとお願いします。

(新田委員) この調査は、民生・児童委員や主任児童委員の協力も得ていますか。協力を受けるようお願いいたします。

(所管課) この調査の段階では、必ずしも虐待の恐れがある児童であるか分かっていません。そういう人の個人情報をどこまで提供するかという問題があります。調査自体は昨年から行っていますが、その段階で主任児童委員にお願いすることは特にしていませんでした。

この調査を経て、やはり状態が把握できない場合には、虐待の恐れのある要保護児童という形で、児童福祉法に定められている関係機関と情報共有をしていいという状態に、区役所で登録します。その段階になったら主任児童委員と情報共有します。

(花村会長) 主任児童委員とはどういう方ですか。

(新田委員) 民生委員・児童委員がいます。主任児童委員は、民生委員よりも少し若い人にやってもらいます。だいたい小学校単位で、小学生を中心に見てもらいます。学校と連携して、問題のある子がいたら主任児童委員が区役所に届けて連携していく事業です。いじめなどの問題にも関わって解決に協力している方です。

(中村委員) 59ページの「5 取り扱う個人情報」の「対象者10 調査対象日時時点で市内に住民票があり、認可外保育施設に所属している、調査対象児童」は、認可外保育所等からリストの提出を受ける情報ですか。

(所管課) そうです。

(中村委員) リストは提出されているのですか。

(所管課) 今、まだ集めている途中です。今のところ半分ぐらい提出されています。

(中村委員) 施設の側からすると、個人情報保護法上、外部提供に当たるかどうかということが出てきますね。

(所管課) 区を通したり、施設に対して調査の趣旨を説明した上でお願いして、提供いただいています。強制はできません。

(中村委員) できるだけ漏れないようにやってください。

(吉田委員) 61ページの「個人情報を取り扱う事務開始届」の「対象者の範囲」の「①基本的事項」で、生年月日にチェックがあり、年齢にはチェックがありません。生年月日が分かれば自動的に年齢が分かると思います。

(所管課) 調査の基準日があり、年齢で区切ると逆に難しいので、生年月日で区切っています。

(花村会長) では、年齢にチェックを付けなくていいですか。

(所管課) はい。

(花村会長) それでは、案件3を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(4) 【案件4】国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託について

(花村会長) 次に、案件4「国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(花村会長) 案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(加島委員) この受託者は通知勧奨の実績が多くあるようです。実際に他自治体で効果は出ていますか。

(所管課) 効果があり、平均で2、3パーセントくらい受診率を上げていると聞いています。

受託者は千葉市や札幌市などの政令市や、それ以外の小さな市町村でもかなりの実績があります。厚生労働省の講師派遣でも講師を務めたような事業者と聞いています。

(花村会長) 特定健診を全く受診していない人にはどのように勧奨しますか。

(所管課) 過去も全く受診していない人には、それに合わせた通知文を送ります。今年受けていないけれど、過去に受けたことがある人にはもう少し背中を押すような文章の通知文を送ります。67ページ下に対象者の概念図を記載していますが、ここでどう重なっているかによって、背中を押す度合いを変えた通知文を送ります。

(加島委員) 神奈川県全体の特定健診受診率は20パーセントくらいで低いです。東京都の受診率は42パーセントくらいです。その大きな差は何ですか。

(所管課) 神奈川県の被保険者のうち、38パーセントは横浜市民なので、横浜市は神奈川県の受診率の低さにかなり貢献してしまっています。

政令市の中で上から18番目です。特定健診は平成20年度から始まりましたが、その前の基本健康診査の頃から横浜市の受診率は低かったです。仙台市などの受診率が高いところは、制度改正以前からずっと高いです。「しっかり健診を受けよう」という文化や風土、隣近所の付き合いの度合いなどで、総合的にどうしても都会は健診を受けづらいことがあります。単身者が多いという原因があるかと思えます。

(花村会長) 東京都は40パーセントを超えているのですよね。

(加島委員) ただ、東京都は保健指導はすごく低いです。医療機関にかかっている人が多いということなのかと思えます。

(所管課) 細かい原因はなかなか分かりません。別の話になりますが、昨年特定健診を無料化しています。その効果がやっと出始めて、受診

率が1.4パーセントくらい上がってきています。更に今年度強化していきたいです。

(加島委員) 昨年から無料化ですか。

(所管課) 昨年からです。今年は2年目になります。

(加島委員) それも受診率の違いの原因のひとつです。

(花村会長) 21.9パーセントは低いですね。

(小嶋委員) この勧奨文書は郵送及び携帯電話番号へのショートメールで送るのですか。

(所管課) まずは文書で送ることを基本にしています。携帯電話番号は全世帯が持っているわけではありませんが、比較的若い世代は携帯しか持っておらず、国民健康保険加入の時に携帯電話番号を登録する人が増えているので、そのような人を中心にショートメールで送ります。受診勧奨の文書のほうでは、「後ほど携帯電話へショートメールを送る可能性がある」と表記します。ショートメールはその後にしています。

(小嶋委員) いきなりショートメールを送るのはどうかなと思いましたが、それであればいいです。

(花村会長) 受託者は問題ありませんね。他の自治体で実績がありますから。

(所管課) はい。

(花村会長) それでは、案件4を承認するという事でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(5) 【案件5】自殺対策におけるインターネットを活用した相談支援等業務委託について

(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件5「自殺対策におけるインターネットを活用した相談支援等業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

本件の審議資料について、84 ページの一部の欄の記載が漏れておりましたので、席上に配布した資料に差替えをお願いします。差替資料の(2)が、元の資料には漏れておりました。

(花村会長) 案件5につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(大谷委員) 81ページの「2 事務全体の概要」のところに、検索サイトに広告を表示するとあります。広告表示自体は見慣れているものですが、その広告の結果がどのように効果につながったかという効果検証のためのデータを取得するに当たり、受託者がどんな情報を検索サイトの事業者から得ているか仕組みを教えてください。

84 ページの「3 審議に係る事務」には、受託者が横浜市へ実績報告すると書かれています。検索サイトで自殺防止窓口案内の広告を表

示し、その広告にアクセスして相談につながるわけですが、「検索サイトに表示された広告にアクセスして相談窓口にたどり着いた」という情報をどこかで得るのですか。データ授受の流れを簡単に説明してください。

(所管課) 回答になるか分かりませんが、82ページに〈本事業の流れ〉として全体の概要図を表しました。

広告機能は一般的にある機能です。車について関心があると、検索サイトで車の広告が上の方に表示される仕組みと同じようなものです。その部分で個人情報に関与するということではなく、利用者が検索サイトの機能を使っているのにすぎません。

例えば「死にたい」と検索すると、相談窓口の広告が上の方に表示されて、それをクリックと相談窓口の電話番号やメールアドレスが表示されるようになっていきます。そこから相談が始まります。メールを使った相談記録で受託者が個人情報をどう扱うか、どのように保管するかというところが今回審議いただく内容かと思えます。

(大谷委員) 表示された広告を見て、案内された窓口で相談するところまでは個人のスマートフォンなどで行うのですね。広告を打った効果が自殺防止のための相談件数の増加につながっているかどうかの検証はしないということですか。

(所管課) 広告表示が何回されて、何回クリックされ、そこから更に相談につながった人という形で選択肢が分かれていくと思えます。現状では、経緯を問わず相談がどのぐらいあったかという数字は取得していますが、具体的な検証はしていません。広告が相談にどこまでつながってきたかを把握するには足りない部分があるかと思っています。

この企画をする前段階で、ひと月にどのぐらい件数があったかを調査したことがあります。「死にたい」と検索すると横浜市の広告を表示して、何回ぐらいページビューされているかを調べました。それが4週間で4万8,000件ほどでした。その時、更にどこまで相談につながったかは把握していません。今回は広告がどの程度相談につながったのかという効果検証は行いません。

(大谷委員) 最終的に今回の事業の中で相談に至った人に「この窓口を何で知ったか」ということは特に聞いていないし、自動的にデータを取得するような仕組みも入れていないということですね。

(所管課) はい。相談側としても込み入ったものになるかと思えます。できるだけ相談につなげるということに重きを置いているところがあります。

クリック数は十分見込めると思えます。また、相談の中で「何を見てこの窓口を知ったか」と質問できればいいかと思えますが、自殺対策ですので相談内容がどうしても厳しく、経緯まではなかなか質問できないところもあるので課題かと思えます。

(大谷委員) 無理して効果検証する必要はないと思えます。ただ、ページビュー数やクリック数を自動的に得るような仕掛けを入れることも可能なので、それをやるのかやらないのかを聞いたかったのです。

受託者として85ページの「4 個人情報の管理体制」に書かれている専門家の集団に委託するそうですが、87ページの「委託先個人情報保護管理体制」を見ると、アルバイトの人がかなりの時間、自宅などで作業することが想定されるように見受けられます。個人情報保護対策として、使用するWi-Fiルーターのパスワードの設定や通信の暗号化が書かれていますが、これだけですか。少し不十分に思えます。例えば、特定のセキュリティソフトの導入や、通信の安全をチェックする監視ソフトもあります。そういったものの登録をある程度義務付けたり、もう少し対策を手厚くするべきだと思います。

(所管課) その辺りは確認しながら、よりよいやり方を考えています。端末は私用のパソコンではなく、受託先があらかじめ登録したものです。クラウド上のデータを見るに当たり、ID、パスワードはもちろん、その端末だからアクセスできる仕組みを取っています。違う端末でアクセスされた場合には、代表者に「許可されていない端末からアクセスされている」ことの連絡が行くようになっていきます。端末そのものの監視ができないのかは、改めて受託者と話していきます。

(大谷委員) 無線でやるということは、更に注意が必要です。受託者の中の体制ということですので、市として、可能な限り「このぐらいはやってくれ」というアドバイスと、実施状況の確認もお願いしなければいけないのではと思いました。

(花村会長) 同じく87ページの「委託先個人情報保護管理体制」で、個人情報取扱者の人数は正社員4名、アルバイト10名となっています。所管課はこの人たちの氏名・住所や入れ替わりは常に把握しているわけですね。

(所管課) 委託契約の中で名簿のようなものは必要だと考えています。その中で把握していきます。

(花村会長) 委託期間中に、10名のアルバイトが2人辞めて、2人入ってくることもあり得ます。

(所管課) その時点で変更届をもらうものと考えています。

(鈴木委員) 私は自殺相談に関わっている人たちとの付き合いがあるのですが、どこも小さな組織で、組織としては正社員はほとんど雇えません。皆さん手弁当で相談員として関わっています。何かしら予算が付けられれば、関わった時間単位で給料を支払えます。ほかに仕事を持っている人たちにやってもらうのが実態のように聞いています。この受託者の決算書を見てきましたが、収入が年間で二、三千万円の小さな規模の会社でしたので、セキュリティの面で彼らがやれることもある程度限界があろうかとは思っています。

ただ、それでも一定以上の成果を上げている法人で、ほかに代替できないこともあるので、やってもらうほかないのだと思います。相談員たちも精神的な負担が多く、人手が足りないこともあります。先ほどの話にあったように人が入れ替わることも想定されるので、その辺りのケアは所管課としてやってもらう必要があります。この規模で彼らにできるセキュリティは十分に検討して対応いただく必要があります。

(花村会長) 相談業務に携わる人はアルバイトについても、精神保健福祉士や社会福祉士など有資格者なのですか。

(所管課) 資格を持っていない人であったとしても、これまで相談経験を持っている人であることを確認して従事してもらうことを想定しています。

また、相談の内容面では、即時対応はいい面も悪い面もあります。内容がきちんとしていないと逆効果になることもあります。代表者も含めほかの者が確認してからメールを返すなど、そういった運営も行っていると聞いています。即時対応がなかなかできない中、初回相談時は24時間以内の初期対応に努めますという表現には、そういった意味合いがあります。

(花村会長) 臨床心理士の法律があつて、従事者は皆さん守秘義務があるのでしょうか。きちんとした資格者で、もともと守秘義務があるのかという観点でも確認しておかなければいけないと思います。鈴木委員が発言したように、ここで取り扱うのは極めて機微な情報です。自殺志願者の名簿などが仮にできて、外部に出てしまったら大変なことになります。そこを十分考えていかなければいけないと思いました。

(加島委員) クラウドで情報を管理するとのことですが、自宅へ端末を持って帰ったとき、クラウドから情報を得ようと思えばできます。機器の管理についてきちんとルールを取り交わしたほうがいいと思います。相談のやり取りが全部クラウド内に入っているわけですね。

(所管課) クラウドの中にあります。

(加島委員) 面談でなければ氏名は取得しない場合もありますか。

(所管課) あります。

(加島委員) ただ、メールアドレスなどは全部情報として入っています。その施設で完結している場合はきちんと監視できますが、自宅に持って帰ってやり取りするわけです。きちんとしたルールを作ったほうがいいですね。

(花村会長) 再考してください。

(所管課) 基本的には、端末に個人情報を保存することは当然しないと思っています。管理面については、内容を確認したり受託者と話をしていきます。

(花村会長) 以上の点に気をつけてもらい、案件5を承認するということがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(6) 【案件6】横浜市在宅医療連携拠点相談支援システムの改修について

(花村会長) 次に、案件6「横浜市在宅医療連携拠点相談支援システムの改修について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(花村会長) 案件6につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思
います。

(吉田委員) 97ページ「4 個人情報管理体制」の、横浜市医師会の「受
託者における電子計算機処理」欄で、チェックが「有り」「無し」のど
ちらにも入っていません。どのように理解したらいいですか。

(所管課) 今回、受託者は横浜市医師会を想定しています。医師会の作業
の中では個人情報は取り扱いません。実際の改修は、システムの開発者
に委託して行いたいと思っています。

(花村会長) つまり、横浜市医師会は何もしないのですか。

(所管課) 実際には、18区の医師会で相談支援システムを使ってもらいま
す。

(花村会長) 18区の医師会がやって、横浜市医師会は名前だけですか。

(所管課) 18区の医師会の要望や「こういう仕様にしたい」という意見を
横浜市医師会で全部吸い上げて、それを基に開発するスキームで進め
たいと思っています。

(花村会長) これはいい計画ではあります。前に一部の区でも始めていま
した。それを発展させるわけです。所管課から見て先行してシステムを導
入した区では効果はありましたか。

(所管課) はい。

(花村会長) 例えばどのような効果ですか。

(所管課) それまで相談記録をエクセルで管理していたのですが、それが
決まったシステムの同じようなフォーマットで、決まった形で入力で
きるようになりました。また、1回入力したものを集計担当が専門的に
集計しますので、現場の方の負担が少なくなりました。それをベースに
置きつつ、今回はインターフェースを直接使った人たちの意見を基に
更に良くしていこうとしています。

(花村会長) 個人情報の面では、委員の皆さんいかがですか。問題ありませ
んか。この事業自体は良いですし、さらに発展していくと思います。
それでは、案件6を承認するという事によろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(7) 【案件7】粗大ごみ受付システムの利用及び受付・問合せ方法の拡大
について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)**

(花村会長) 次に、案件7「粗大ごみ受付システムの利用及び受付・問合せ
方法の拡大について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(花村会長) 案件7につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思
います。

(新田委員) 電話だけでなく、インターネットで粗大ごみの手数料が確認で
きるように拡大するのですよね。

(所管課)　そうです。

(新田委員)　以前、粗大ごみを取りに来た人に、シールの金額の間違いを指摘されました。電話だと分からないことがたくさんあります。インターネットで手数料を確認して粗大ごみを出せる仕組みが普及すればよいですが、扱える人が多くありません。

(所管課)　電話の受付は非常に数が多いです。まずは手数料のことで時間がかかってしまうところがありました。粗大ごみの写真を送ってもらえればもっと早くお返事できるので、今回のシステムを導入したいと考えていました。

(花村会長)　この新システムの導入の経緯は何ですか。

(所管課)　横浜市は非常に人口が多く、受付に幾ら人を増やしてもどうしても電話が繋がらない状況がありました。1件ごとの時間が非常に長いからです。どんな品物で手数料がいくらになるのかを把握するのに時間がかかってしまいます。「粗大ごみの写真があれば分かるのに」と率直な気持ちとしてありました。今は若い人から高齢者まで、携帯電話で写真を撮って送っています。ですので、このシステムも年齢関係なく利用してもらえるのではと思いました。今回、受付事業者からそういった提案があったこともあり、導入を考えた次第です。

(花村会長)　個人情報保護の面からも、この事業は特に問題ありませんね。

(大谷委員)　粗大ごみの写真に位置情報が含まれている可能性があります。位置情報を保存しない形で受信するという理解でよいですか。

(所管課)　位置情報については確認できていないので、この後戻って確認します。

(大谷委員)　もらった資料はある一定期間は保存するようですが、いつまでも保管しておかずに廃棄する仕組みにしようとしていますか。

(花村会長)　粗大ごみの写真を送ると位置情報が入っています。その位置情報は大事な個人情報かもしれません。粗大ごみの収集で、その位置情報を何かに使いますか。使わないでしょう。

(所管課)　使いません。

(花村会長)　使わなかったら削除でいいのではないかと思います。

(大谷委員)　受託者が品物のサイズなどを判定するだけで済むと思います。必要のない情報を保存し続けられないようにしてもらえばいいです。

(小嶋委員)　117ページの「5　取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」欄には、画像データを入れる必要はないでしょうか。

(花村会長)　粗大ごみの画像データということですか。

(所管課)　その欄に記載しているものは、受付のシステムで取り扱う情報です。電話を受け付けたときのお名前や住所などを書いています。粗大ごみの写真については受付では収集品目と金額の情報に置き換わります。粗大ごみの写真はシステムと直接結び付いてはいません。

(花村会長)　同じく「個人情報の種類」欄にある、「居住状況」とは何のために扱う情報ですか。

(所管課)　減額免除の制度が非常に広くあります。65歳以上で1人暮らしの場合は減額免除ですが、子供と一緒に住んでいるのならば対象では

ありません、といった制度がありますので、居住状況を聞いています。
(花村会長) なるほど、わかりました。

それでは、案件7を承認するということでよろしいでしょうか。
(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(8) 【案件8】 ハマ弁による昼食支援に係る注文システムへの利用者情報の登録等について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件8「ハマ弁による昼食支援に係る注文システムへの利用者情報の登録等について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(花村会長) 案件8につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(新田委員) 先日、中学校の懇談会でこの話題が出ました。校長が一番懸念しているのは、生活保護などの事情がある生徒が「なぜタダで食べているのか」と言われて、いじめの対象になるのではないかということです。どうなのでしょう。

(所管課) 利用率が低い状況の中でスタートするというのもありました。夏休み前までに利用しやすい環境を是非整えてほしいということで、学校に協力をお願いしています。例えば一斉に食べる日を設ける、先生方がクラスで食べるなどして、夏休み明けからもスムーズにできるように第1週や第2週にキャンペーンを実施し、その期間利用すればポイントが返ってくるか、水曜日はカレーデーとしていて人気があるのですが、利用率が高くなるような取組をして、なるべく目立たないような取組をします。また、差別につながらないような呼び掛けは教職員たちにもしています。

ハマ弁は事前注文ですが、もっと気軽に使ってほしいと、今、全校で試行的に当日注文をしています。

ハマ弁は市販の弁当より栄養面で優れていますので、是非、理解が進めばと思います。

(鈴木委員) 事業者には、どこからどのようにお金が支払われますか。

(所管課) 利用者がハマ弁事業者と利用契約をしています。お金はハマ弁事業者を支払われます。教育委員会にはお金は入ってきません。

(鈴木委員) 保護者から直接ハマ弁事業者を支払われるということですか。

(所管課) はい。支払方法は、クレジットカード払いやコンビニ払いなど様々です。

(鈴木委員) 無償の人の分の支払いはどうなりますか。

(所管課) 横浜市が負担します。

(鈴木委員) 横浜市から事業者を支払うのですか。

(所管課) はい。公費で支払います。

(鈴木委員) ハマ弁事業者は、どの家庭が市の支援対象かは分かるのですか。

(所管課) 事業者は分かります。

(鈴木委員) 分からないと書いてあったような気がします。

(所管課) 受託者には、注文・決済管理等を行う決済管理事業者と、実際に弁当を作っている製造事業者2社があります。製造事業者には支援対象の区別があるかどうかは分かりません。

(鈴木委員) その2社に対して保護者から支払われる場合と、市から払われる場合があるという説明だったと思います。

(所管課) 決済管理事業者に対してです。

(鈴木委員) 市や保護者から決済管理事業者に支払うのですか。では、製造事業者には決済管理事業者から支払うのですか。

(所管課) 委託料として市が支払います。

(鈴木委員) 保護者から直接ではありませんね。

(所管課) 直接ではありません。決済管理は決済管理事業者が全てやっています。

(鈴木委員) どこの家庭がどうであるかという情報は製造事業者には伝わらないという理解でいいですね。

(所管課) はい。

(鈴木委員) あくまでも、決済管理事業者と市、また決済管理事業者と保護者の間での契約であり、お金もそれに従って払われるのですね。そうすると、月単位で決済管理事業者から製造事業者に「今月の分」と支払われるのですね。

(所管課) 製造にかかる部分は、利用料で賄える分と賄えない分があります。そこは分けて決済管理事業者から支払っています。

(花村会長) ハマ弁の製造事業者は2社ありますが、その人たちが取り扱うのは、ある学校に幾つ持っていくというだけの情報ですか。

(所管課) そうです。

(花村会長) 誰が注文したかは分かりませんか。

(所管課) 誰が注文したかは分かるようになっていきます。実際に届けるときは「誰々さんに」と届けるようになっていきます。ですが、その注文が支援によるものなのかどうかは全く分かりません。

(鈴木委員) 個数に単価を乗じて金額が算出されて、製造事業者は決済管理事業者から入金される総額と、製造事業者自身が把握している情報を照合するだけで、内訳は分からないのですか。

(所管課) はい。

(大谷委員) アレルギーを持っている生徒も多くいます。今回制度を拡充する中で生活保護受給家庭などに一律でハマ弁を利用してもらうことになったとき、生徒のアレルギーなどの状況に応じてメニューを選択したりできるようになると、一定の個人情報管理しなければならなくなってきました。そこまでするのでしょうか。

(所管課) 今は特定7品目やそれ以上にアレルギー表示を拡充してもらうことが前提になっています。個々人のアレルギーがどうかの把握は

できていません。ただ、支援をできるだけ広げていく過程ではアレルギー対策は必要であり、課題です。

(大谷委員) どうしても一律で拡充となると、自己責任で食べるかどうか判断するのも大変です。事故がないような方法が必要です。個人情報管理すると全体のコストアップにつながるかと思います。うまく工夫してもらえればと思います。

(吉田委員) 登録者数のパーセンテージが減っているのはなぜですか。

(所管課) 増えています。右側が古く左が最近の数字です。ですがまだ低いので、これを何とか半分ぐらいにしたいと思っています。

(花村会長) 我々がハマ弁を食べるにはどうすればいいですか。

(所管課) 保護者であれば小中学校で試食会が行われています。今の段階ではそれ以外の試食はありません。試食会には地域の自治会の人や学校運営協議会の人などに参加いただいています。

(新田委員) 生徒が注文してお金を払ったりするのが面倒くさいと言っていると聞いたことがあります。昼休みが長くないらしいですね。ハマ弁を受け取りに行きまして手続きして食べると、もう休み時間が残らなくなってしまうので、それで嫌がっている生徒が多いそうです。コンビニでおにぎりを買ってきて食べたほうが時間が節約できると言っているそうです。その辺りの仕組みも再考する必要があるかと思います。試食会ではPTAの保護者達は皆「おいしい」と言っていました。普及したいのだが、生徒に面倒だと思われてしまっているようです。

(所管課) ハマ弁は現在、4年目を迎え、次の段階を考えなければいけないタイミングにきています。今伺った課題も含めて検討し、次に生かしていきたいと思っています。

(花村会長) それでは、案件8を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(9) 【案件9】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について
【国民年金に関する事務 全項目評価書 (再評価)】**

(花村会長) 次に、案件9「「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【国民年金に関する事務全項目評価書 (再評価)】」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件9につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(事務局) 事務局より、1点修正がございます。評価書30ページで、「庁

内ルール（要綱）」とあります。正しくは「要綱」ではなく、「手引」でございました。そのため、「(要綱)」の部分は削除してください。

(花村会長) 以前に全項目評価をした際に、きちんとリスク対策はしていましたが、間違えて「提供・移転しない」の欄に印を付けていました。今回、「提供・移転しない」の欄の印を外して間違いを訂正したので再評価が必要になりました。審議会としても間違いを見過ごしたということで、共同責任のようなところはあります。

(大谷委員) 情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携そのものがなされていないということで移転はされていないと認識しがちです。

実際に庁内で行われている事務の内容については、本来、習熟している人が十分な点検をする必要があります。点検の仕組みの不十分さが明らかになった事案だと思います。

これは横浜市だけでなく、全自治体で、本当に庁内の事務を理解している人が見なければいけない部分がどうしてもあります。第三者点検に期待できる部分と、そうではない部分があることを理解した上で、庁内での点検の基本的な部分については行えるような仕組みが必要なのではないかと、教訓として受け止めました。対策そのものは非常に一般的な対策を取っているもので、事後的にもリスク評価を行えたのはよかったと思います。

(花村会長) 案件 9 は附帯意見を取りまとめなければいけないことになっています。附帯意見ということではなく、単に御意見として聞いておきますが、それでいいですか。

(大谷委員) はい。

(花村会長) では、附帯意見は特にないということで、案件 9 を承認するというのでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(花村会長) 次に案件 10 と案件 11 の「個人情報漏えい事故の公表範囲について」ですが、本件は個人情報保護の観点から非公開とする関係上、本日の最後に審議することとしたいと思います。

3 報告事項

(1) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告

ア 泉区区民意識調査に係る封入封緘・宛名ラベル貼付業務委託

イ 災害時要援護者支援事業に係るダイレクトメール等の封入封かん及び宛名ラベル貼付作業委託

(2) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託についての報告

横浜市立子安小学校プールの市民利用に係る利用受付業務委託

(3) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（2件）

4 その他

- (1) 個人情報漏えい事案の報告（令和元年6月22日～令和元年7月26日）
- (2) いじめ重大事態に関する調査結果の市ホームページ等における公表について（報告）
- (3) その他

（花村会長） それでは、次に「3 報告事項」及び「4 その他」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

（事務局） 本日の追加配布資料を御覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。

（事務局） <資料に基づき説明>

配布資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。

（花村会長） ただいまの報告につきまして、何かございますか。後で配布資料を読んで、御意見等あれば事務局に御連絡ください。

（花村会長） 特に質問がなければ、報告事項について了承するというところでよろしいでしょうか。

（各委員） <異議なし>

（花村会長） それでは了承いたします。

2 審議事項

(10) 【案件 10】 個人情報漏えい事故の公表範囲について

【※横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条第2号及び横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、非公開で審議。】

（花村会長） まずは事務局から本日の審議の趣旨の御説明をお願いします。なお、個人情報の観点から、案件10と案件11については非公開とさせていただきます。規定により、会長権限で非公開と決定させていただきます。

傍聴人はいませんね。

（事務局） いません。

（花村会長） では、案件10の御説明をお願いします。

（事務局） 本件は、個人情報の漏えい事故等の公表の特例に関する要綱に基づく取扱いが必要かどうかについて審議に諮るものでございます。業務主管課から事案の概要及び公表についての考え方を説明した上で、委員の皆さまの御意見をいただきたいと思います。

それでは、内容につきまして、業務主管課から御説明いたします。

（所管課） <横浜市職員による具体的な個人情報漏えい事故（以下「本件漏えい事故」という。）について、特例要綱第2条第1項第1号及び第2号に該当する具体的なおそれがあると認められるため、本件漏えい事故の事案の全部を非公表とすることを、資料により説明>

<所管課の説明に基づき、審議を行った。以下は議事の要旨。>

- ・花村会長から、漏えい事故を公表することの意義について質問があり、行政が事務のミスを起こして市民に被害を与えたことを公開して透明性を確保して公正に行うことであること及び公表が原則であることを所管課が回答した。
- ・吉田委員から、本件漏えい事故の原因と再発防止策について質問があり、所管課が回答した。
- ・加島委員から、本件漏えい事故の事案の経緯について質問があり、所管課が回答した。
- ・花村会長から、本件漏えい事故を起こした職員について質問があり、所管課が回答した。
- ・花村会長から、不祥事を公表をするという原則は、組織だと不祥事を隠蔽したいという欲求が働くが、特に官公庁ではそういうことがあってはならないので、不祥事があったらできるだけ公表するという方向で横浜市はやっている。ただし、公表することが別の利益を害する蓋然性が高い場合には公表すべきではないとの考慮も働くので、その衝突をどうするかが問題であるとの趣旨の発言があった。
- ・中村委員から、特例要綱で審議会に求められているのは特定の者の権利利益を害するおそれの有無の判断であり、今回は明らかにおそれがあると思うとの発言があった。
- ・小嶋委員から、中村委員に同意する旨の発言があった。また、どのように意向確認をしたのかについて質問があり、所管課が回答した。
- ・花村会長から、本人の意向は判断の一つの材料であり、必ずしもその人の意向だけでは決められないという趣旨の発言があった。
- ・吉田委員から、本件漏えい事故の原因について質問があり、所管課が回答した。
- ・花村会長から、今度同種の事故が起きた時にまた非公表にするという事案が出てくるだろうが、漏えいすると重大なことになるということは分かっているはずなので、厳重に管理してもらわないと困る。重々注意してほしいという趣旨の発言があった。
- ・大谷委員から、非公表にする判断は適切だと思うが、職員や世の中への警鐘のためにも、この種の漏えい事故が年間でどの程度あったのかを何らかの形で公表すべきであると思うので、検討してほしいとの発言があり、花村会長からも同意見であるとの発言があった。
- ・花村会長から、安易に非公表を考えるべきではないが、個別事案としては今回は非公表でやむを得ないと思うが、公表すべきだという意見の委員はいるかとの発言があり、公表すべきだという意見の委員はいなかった。
- ・鈴木委員から、このような漏えい事故はあってはならないことであり、市職員一丸となって事故防止に取り組んでもらいたいとの発言があった。
- ・本件漏えい事故は、被害者等の具体的な事情を考慮すると特例要綱第2

条第1項第1号の「人の生命、身体又は財産が侵害されるおそれ」及び第2号の「特定の者の生活の平穩が著しく害されるおそれ」に該当する具体的なおそれがあると認められるため、本件漏えい事故の事案の全部を非公表とすることは妥当であるとの意見を審議会の意見とすることを決定した。

(11) 【案件11】個人情報漏えい事故の公表範囲について

【※横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条第2号及び横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、非公開で審議。】

(花村会長) 次に、案件11「個人情報漏えい事故の公表範囲について」ですが、事務局から審議の趣旨の説明をお願いします。

(事務局) 本件は、個人情報の漏えい事故等の公表の特例に関する要綱に基づく取扱いが必要かどうかについて審議に諮るものでございます。業務主管課から事案の概要及び公表についての考え方を説明した上で、委員の皆さまの御意見をいただきたいと思っております。

それでは、内容につきまして、業務主管課から御説明いたします。

(所管課) <横浜市職員による具体的な個人情報漏えい事故(以下「本件漏えい事故」という。)について、特例要綱第2条第1項第1号及び第2号に該当する具体的なおそれがあると認められるため、本件漏えい事故の事案の全部を非公表とすることを、資料により説明>

<所管課の説明に基づき、審議を行った。以下は議事の要旨。>

- ・中村委員から、本件漏えい事故を非公表とする理由の事実関係の把握方法について質問があり、所管課が回答した。
- ・加島委員と吉田委員から、本件漏えい事故の原因となった事務について人を介さず自動的に処理できないか等の質問があり、所管課と事務局が回答した。
- ・小嶋委員と吉田委員から、本件漏えい事故の原因となった事務におけるチェックの仕組みについて質問があり、所管課が回答した。
- ・花村会長から、先に審議した案件10における大谷委員及び鈴木委員の意見については本件において繰り返さないが所管課として認識しておくようにとの趣旨の発言があった。
- ・花村会長から、本件が特例要綱第2条第1項第1号及び第2号の要件に該当すると思うかと各委員に対して質問があり、出席した委員全員が該当すると思うと発言した。
- ・花村会長から、私も本件はぎりぎり非公表でやむを得ないと考える。ぎりぎりという意味をよく考えてもらいたいとの発言があった。
- ・本件漏えい事故は、被害者等の具体的な事情を考慮すると特例要綱第2条第1項第1号の「人の生命、身体又は財産が侵害されるおそれ」及び第2号の「特定の者の生活の平穩が著しく害されるおそれ」に該当する具体的なおそれがあると認められるため、本件漏えい事故の事案の全

	<p>部を非公表とすることは妥当であるとの意見を審議会の意見とすることを決定した。</p> <p><案件11の審議後、特例要綱による非公表について委員から発言があった。要旨は以下のとおり。></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加島委員から、一般向けには非公表で良いが、職員間には何らかの形で周知して人的ミスをなくすことを徹底すべきであり、対策をよく検討すべきである、特例要綱を適用して非公表にする漏えい事故が先月の審議会で審議した案件と合わせて3件連続して発生しているのは問題であるとの発言があった。 ・花村会長から、公表することには行政の隠蔽体質をなくす意味があるのだから、職員間では公表した方がよいとの発言があった。 ・吉田委員から、このような漏えい事故に対しての処分を人事的なものも含めて審議会に報告してもらいたいと意見があった。 <p>(花村会長) 本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 案件10と案件11の審議資料は、非公開の為回収いたします。</p> <p>次回の日程でございますが、8月は休会ですので、9月25日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所で開催を予定しております。後日御連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(大谷委員) 今回のように、審議資料を事前に読んでおくことを前提に、説明を最小限にして議論するやり方は良いのではないのでしょうか。所管課がきているので質問はできませんし。</p> <p>(花村会長) 時間として3分くらいで論点がどこにあるのか所管課が説明し、資料を全部読む必要はないので、審議の対象はこれです、と言ってもらっても良いと思います。その辺りのやり方は事務局と相談しましょう。</p> <p>(新田委員) 御挨拶だけでは寂しいので、少し要旨の説明があった方が良いと思います。</p> <p>(大谷委員) そうですね。審議のポイントや、特に理解が難しい業務フローなどの部分を中心に教えていただいて、あとは質問時間とすれば充実した議論ができそうです。</p> <p>(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料 (1) 第175回横浜市個人情報保護審議会次第 (2) 第175回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p>

	次回は令和元年9月25日（水）午後2時から開催予定
--	---------------------------

本会議録は令和元年9月25日第176回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡
